

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する 省令案に関するパブリックコメントの募集について

平成26年8月27日
国土交通省

1. 趣旨

国土交通省では、別紙のとおり、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案を検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成26年8月27日（水）～平成26年9月26日（金）までです。

4. 内容の公開

改正案は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局市街地建築課）での配布

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する 省令案に関するパブリックコメントの募集について

■意見募集対象

- ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局市街地建築課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成26年8月27日(水)～平成26年9月26日(金)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局市街地建築課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局市街地建築課 パブリックコメント担当 宛
(「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見」と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : shigaichi@mlit.go.jp
(電子メールの題名を「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局市街地建築課 パブリックコメント担当 宛

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する
省令案に関するパブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)